

現場説明事項・施工条件明示事項

工事件名 : 道路舗装工事（市道2380号線）

工事場所 : 越谷市蒲生寿町地内外

項目	明示事項	条件
1 目的	(1) 工事目的	■ 当工事は、老朽化した舗装を改修することにより、道路環境を保全するものです。
2 工 程	(1) 他工事との調整	
	(2) 施工時間及び施工方法の制限	■ 日曜日、祝祭日は工事を行わないこと。
	(3) 関係機関との協議	■ 工事着手前に道路使用許可書を提出してください。 ■ 工事着手前に水道・ガス・道路占用者へ着工届を提出すること。
	(4) 地下埋設物等の調査	■ 水道、ガス等の埋設物調査を実施すること。
	(5) 移転物件の有無	
	(6) その他	■ 掲示板等により、工事内容等を明示すること。 ■ 近隣住民及び自治会等へ工事のお知らせを配布すること。
3 用 地	(1) 工事車両の駐車場	■ 駐車場がないため確保する必要があります。
	(2) 資材置き場	■ 資材置き場のスペースがないため確保する必要があります。
	(3) その他	
4 公 害 対 策	(1) 機械施設等の制限	■ 関係法規を厳守すること。
	(2) 工事の施工に伴い、第三者に被害を及ぼすことが懸念される場合	■ ブロック塀等が破損する恐れがある時には事前に監督員と協議すること。
	(3) その他	■ 騒音・振動・粉塵等について常に配慮すること。
5 安 全 対 策	(1) 交通安全施設の設置	■ 歩行者の通行を確保しながら施工すること。 ■ 交通誘導員は、警備業者の警備員で交通誘導に従事する者を配置すること。
	(2) その他	■ 工事関係者以外、立ち入らないよう安全施設を配置すること。 ■ 夜間の安全対策を十分検討し、必要な設備等を設置すること。 ■ 周辺に学校等があるので、学童の通行には十分注意すること。 ■ 隣接する住宅の出入口の安全を確保すること。
6 工 事 用 道 路	(1) 一般道路を搬入路として使用する場合	■ 運搬路及び周辺敷地並びに工作物に対し損傷を与えないよう予防措置を講じ、また損傷を与えた場合は、速やかに原形に復すること。
	(2) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間等に制限がある場合	■ 一部区間について大型車の通行規制があるため、工事着手前に越谷警察署へ通行許可申請書類を提出すること。
	(3) 仮道路を設置する場合	
7 仮 設 備	(4) その他	
	(1) 仮囲い等の範囲、構造	■ 工事範囲をバリケード等により明確にすること。作業完了後は開放できるようにすること。
8 そ の 他	(2) その他	■ 段差等が生じている箇所については、安全対策を講じること。
	(1) 境界杭について	■ 3点以上のオフセットを設置し写真等で記録して管理してください。 ■ 工事完了後、土地所有者と境界杭の復元を確認し報告すること。
	(2) その他	■ その他事項については越谷市土木工事共通仕様書により、契約の適切な履行を確保すること。 ■ 工事着手前に地元自治会及び、近隣住民に工事案内を配布すること。
		■ 現況と図面の照査を十分行うこと。
		■ 工事現場内及び付近の美化に努めること。
		■ 地下埋設物には、十分注意して施工すること。
		■ 人孔等の高さの調整を十分行い、段差が生じないよう施工すること。